

令和7年度 第12回
青梅市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和8年2月19日（木）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第12回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 令和8年2月19日（木）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第29号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第30号 令和8年度青梅市教育委員会の基本方針について（追加）
議案第31号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について（追加）
議案第32号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項

- 1 令和7年度教育費補正予算について（学校教育部・生涯学習部）
- 2 令和8年度教育費当初予算について（学校教育部・生涯学習部）
- 3 長期欠席児童・生徒状況調査（2学期）について（指導室・教育指導担当）
- 4 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果[11月分]について（指導室・教育指導担当）
- 5 青梅市図書館特別整理に伴う休館について（社会教育課）
- 6 青梅駅前地区市街地再開発事業の公益床について（社会教育課）
- 7 青梅市総合体育館照明設備LED改修等工事に伴う使用制限について（スポーツ推進課）
- 8 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）
 - イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
 - ウ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）
 - エ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（スポーツ推進課）
 - (2) 事業等の実施結果について
 - 生涯学習事業実施予定について（文化課）

協議事項

- 1 令和8年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について（学校教育部・生涯学習部）
- 2 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

- 3 終期を迎える事業の延長に伴う関係要綱の整備について（教育総務課）
- 4 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画（案）について（学務課）
- 5 青梅市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱の制定について（指導室・教育指導担当）
- 6 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（学校給食センター）
- 7 青梅市学校給食費相当額給付金支給要綱の一部改正について（学校給食センター）

出席委員	教 育 長 橋 本 雅 幸 教育委員会委員 百 合 陽 子 教育委員会委員 杉 本 洋 教育委員会委員 徳 長 邦 彦 教育委員会委員 原 島 敦 子
------	--

出席説明員	学 校 教 育 部 長 谷 合 一 秀 生涯学習部長 森 田 利 寿 教育総務課長 榎 戸 智 学 務 課 長 山 田 浩 之 指 導 室 長 宇 野 賢 悟 教育指導担当主幹 鈴 木 章 郎 学校給食センター所長 師 岡 寛 也 社 会 教 育 課 長 平 岡 正 海 文 化 課 長 原 島 明 美 術 担 当 主 幹 田 島 奈 都 子 ス ポ ー ツ 推 進 課 長 中 村 栄 之 文化複合施設等整備担当主幹 森 田 和 洋
-------	--

書 記	教育総務課庶務係長 横 山 竜 太 教育総務課庶務係 渡 邊 雅 哉
-----	---

午後 1 時30分開会

日程第 1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の臨時会には、教育長および委員 4 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和 7 年度第12回青梅市教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 はじめに、日程第 2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、徳長委員を指名いたします。お願いいたします。

次に、令和 8 年 1 月 7 日開催の令和 7 年度第10回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、それぞれ御覧いただいておりますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。令和 7 年度第10回定例会の会議録につきましては、御承認をいただきました。

日程第 3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第 3、教育長報告事項に移ります。

はじめに、委員の皆様から、御報告を頂戴したいと存じます。

本日、杉本委員からお願いできますでしょうか。

【委員（杉本）】 青梅マラソン大会についてです。大会当日は、ランナーにとっては暑さを感じる陽気であり、観客やスタッフも厚着をしていたためか、少々汗ばむ状況でしたが、終始賑やかな雰囲気の中で進行されました。

まず開会式において、青山学院大学の原監督の講演があり、その内容は非常に感銘を受けるものでした。「選手を育てるとは人の心を動かし、心に火を灯すことである」とのお話は、単なる理屈や励まし、叱責ではなく、その本質が重要であるとの点で、とても共感しました。この教えはスポーツのみならず、日常生活や仕事においても通じるものであると感じました。原監督自らの親しみやすいお人柄を通じ、ユーモアも交えながら場の雰囲気を盛り上げてくださり、大変素晴らしい開会式であったと思います。

続いて、小学生の部のジュニアのスターターには「山の神」と呼ばれる若林さんが務められました。中学生の部まで担当されましたが、特別な紹介がなかったため、小学生を含む参加者の多くがその方について知らないまま進行してしまったように見受けられました。著名な方がスターターとして参加される際は、簡単でも紹介を行うことで、参加する子どもたちがより興奮や

やる気を持ち、更に記憶に残る思い出となるのではないかと思います。

また、表彰式では卓球の水谷選手がゲストとして登場され、中学生女子のメダル授与時には握手により参加者との交流が行われました。しかし、途中でメダル授与の担当が変わった際に、一部の選手が残念そうにしている様子が見受けられました。せっかく著名なゲストをお招きしている場でございますので、表彰式の際には、小学生・中学生の参加者全員が握手を交わす機会を設けると、次年度のゲストが誰なのか、また表彰されたいと思うようになるのではないのでしょうかと思いました。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。徳長委員、お願いいたします。

【委員（徳長）】 私も、開会式とマラソン大会当日に参加させていただきました。開会式の青山学院大学の原監督のトークショーは、ワンマンショーだったので、すごいなと思いました。

「生徒の心に火を灯す」という言葉が、指導者の方たちは一人一人の生徒を見ているのだな、選手を見ているのだなと思いました。これは学校教育にも通じる場所があって、少し心配な子だとか、そういう子どもたちにとって心に火を灯すのがとても大事なのだろうなと思いました。マラソン大会当日は、水谷さんが表彰式にきてくれて、とてもよかったので、子どもたちにもそういう情報が入っていれば親御さんもより多く来てくれて盛大になったのかなと思いました。とても気さくに話しかけてくれたので、子どもたちもとても楽しかったろうなと思いました。

今回の中学校生徒の入賞結果について、男子の部において、青梅市出身の生徒がほとんど入賞していなかったことが非常に残念でした。開催地である青梅市の子どもたちが、市外から参加している生徒たちに上位を独占されていた状況でありました。また、女子の部においても青梅市の生徒はわずか1名が入賞する結果でした。市外から参加している生徒たちは、マラソン競技が得意な生徒が参加しているとは思いますが、多くの場合、これらの生徒は所属中学校単位で参加しており、青梅市においても同様に地域に根差したスポーツクラブや文化活動ができる環境があるといいなと思いました。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。原島委員、お願いいたします。

【委員（原島）】 この度、私事で青梅マラソンの開会式および大会当日を欠席いたしましたことお詫び申し上げます。私自身が改めて振り返る中で感じたことを述べさせていただきます。私はもともと青梅市の出身ではありませんが、こちらに移り住む際にまず頭に浮かんだのは「青梅マラソン」でした。それだけ地域に根付いた大会であり、更に第58回を迎えるなど高い認知度を誇る大会であることに改めて感銘を受けました。

特に最近では、SNSを活用した情報発信が年々増えており、その効果を実感しています。今大会は現地観戦することはできませんでしたが、オンライン上で多くの方々の投稿を拝見し、それぞれの人々の投稿を通して大会の雰囲気や繰り広げられるドラマに触れることができました。それにより、直接的な参加は叶いませんでしたが、気持ちの上では私も大会に参加しているよう

な感覚を持つことができました。

今後も認知度を更に広げるためには、ロコミやテレビ放送、多摩ケーブルといった従来のメディアだけでなく、SNSなどのデジタルツールを効果的に活用し、幅広い世代へ訴求する必要性を感じました。加えて、それぞれのツールによっては情報の広がり方に特徴があるため、悪評が拡散されやすい可能性もあることを念頭に置きながら、ボランティアスタッフの皆様や地域の皆様が築いている温かい大会の雰囲気や姿勢を守り続けていくことが重要だと思いました。

また、インフルエンザの流行や受験期の時期に入っていることから、先生方の御配慮に心より感謝申し上げます。この先には卒業式を控え、様々な準備が進んでいくことと思います。3年生や6年生の皆さんについては卒業に向けて、その他の学年の皆さんについても次の学年への進級に向けて、一年の集大成を迎えます。それぞれの日々を健康に留意しながら有意義に過ごしていただきたいと願っています。家庭側としても、子どもたちをしっかりとサポートし、成長を見守っていきたいと思います。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。百合委員、お願いいたします。

【委員（百合）】 私も青梅マラソン大会についてです、今年は前日から、そして当日も、ゲストの影響もあったのかもしれませんが、例年よりも人が多かったように感じました。当日は気温が非常に高く、暑いぐらいの気候でした。そのため、走っている方々は顔が真っ赤になり、マラソンをする季節や環境としては少しふさわしくなかったのかな、と思う場面もありました。しかしその一方で、暖かい天気が外出するきっかけとなり、多くの方が応援に訪れたことで大会の盛り上がりを支えたように感じました。

今回特に感じたことのひとつは、中学生の参加についてです。他市からの参加者が多く、これほどの人数が大会を支えていることは非常に心強く感じました。もちろん、入賞したのは他市の子どもたちでしたが、自分たちも負けられない、自分たちも上位を目指したい気持ちを青梅市の子どもたちが持つきっかけになるのではないかと思います。来年以降、更に青梅市の子どもたちが頑張ってくれることを期待しています。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。それぞれ御報告をいただきました。

私からも何点か。

青梅マラソン大会は本当にありがとうございました。おかげさまで大きな事故もなく、1万5,000人を超える参加者で、昨年より多い数字でございました。お話いただいた課題については来年度に向けて協議をさせていただきたいと思います。

3月は卒業式がございます。よろしくお願ひしたいと存じます。

それと議会ですけれど、2月24日より市議会2月定例議会が始まります。もう既に質問をいただいている状況でございますが、この時期は来年度の予算の審議が行われるときでございます。一般会計の予算額が698億円と非常に大きな数字で、もちろん過去最大の数字でございます。そ

の中にあつて教育費は111億円で、前年度よりも40億円増加となります。もちろん新学校給食センターの建設の関係が大きな部分でございますけども、100億円を超える予算で、事務局としても一生懸命対応してまいりたいと考えてございます。今後、議会報告をさせていただきます。

それでは、教育長報告事項につきまして、順次御説明をさせていただきます。

1 令和7年度教育費補正予算について（学校教育部・生涯学習部）

【教育長（橋本）】 はじめに、教育長報告事項の1、令和7年度教育費補正予算について説明をいたします。

【学校教育部長（谷合）】 それでは、お手元の報告資料1を御覧ください。

1月臨時議会において議決をいただいた補正予算（第7号）および、2月定例議会に提出しております補正予算（第9号）について御説明いたします。

なお、補正予算（第9号）につきましては、議決前でございますので、お取扱いには御配慮いただきますようお願いいたします。

はじめに、資料の上段にあります補正予算（第7号）について御説明いたします。

教育費の補正額は、款10教育費の欄の補正額の欄に記載のとおり、2,500万円余であり、補正後の教育費の総額は71億7,500万円余となります。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け、教育費では目5学校給食費を補正したものであります。補正の内容につきましては、上から2つ目の表を御覧ください。学校給食センターにおいて、食料品価格高騰の影響による給食材料費の増に対応するため2,400万円余を増額補正したものであります。

続きまして、1ページの中段にあります補正予算（第9号）について御説明いたします。

教育費の補正額は、款10教育費の欄の補正額の欄に記載のとおり9億9,500万円余であり、補正後の教育費の総額は81億7,000万円余となります。補正額が10億円に迫る大きな要因といたしましては、小学校費および中学校費において、令和8年度に実施する各学校施設の工事費について、国の補助金の前倒し申請に伴い、小・中学校費合わせて10億7,000万円余を計上したことによるものであります。

なお、説明欄に補正の内容についてそれぞれ記載しておりますが、主な内容につきましては、2ページの表で説明させていただきます。

2ページの2つ目の説明の表を御覧ください。

はじめに、学校教育部関係について表の区分ごとに御説明いたします。

まず、表の区分の上段、教育委員会経費であります。6万円の増額であります。本件につきましては、教育長交際費の執行実績および見込みにより増額するものであります。

次に、安全・安心学校づくり推進事業経費であります。320万円余の増額であります。こちらはクマよけ鈴を購入するための費用について増額するものであります。

次に、教育情報システム経費であります。1億200万円余の減額であります。これは、主に今年度更新した児童・生徒向けタブレット端末につきまして、東京都の共同調達による導入や初

期設定にかかる費用の精査等により経費を圧縮することができたため、当初予算額との差額を減額するものであります。

次に、新学校給食センター建設経費であります。6,800万円余の増額であります。これは、工事区域内の湧水対策および地中障害物の運搬、処分等に伴う追加工事が必要となったため、増額するものであります。

次に、小学校の学校施設整備経費7億3,700万円余の増額と、その下の中学校の学校施設整備経費3億3,300万円余の増額であります。こちらは、令和8年度に予定しております説明欄に記載の外壁等改修工事等の各工事について、今年度の国の補正予算による補助事業として内示を受けましたことから、前倒しで計上し、工事は令和8年度に実施するものであります。

表の下段にあります財源更正についてであります。

生涯学習部関係も含めまして、ふるさと納税等による指定寄附、都の補助金がありましたことから、各経費それぞれで財源を更正するものであります。

学校教育関係につきましては、以上であります。

続きまして、生涯学習部関係について、生涯学習部長より説明いたします。

【生涯学習部長（森田）】 それでは続きまして、生涯学習部の補正予算（第9号）についてであります。

引き続き、2ページの表にて説明をさせていただきます。

生涯学習部分であります。表の区分10教育費、上から7段目、文化財管理経費であります。160万円余の増額であります。一番右の列にあります補正額の内訳説明の欄のとおり、青梅新町に所在する大井戸の木柵等を修繕するものであります。

次に、指定文化財保存事業経費であります。77万円余の増額であります。内容は、安楽寺本堂の修理等を行う経費であります。

次に、文化複合施設等整備費であります。700万円を減額するものであります。内容は、東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画策定委託料につきまして、整備基本計画の策定について委託をしなかったことからであります。

次に、総合体育館整備経費であります。1億1,470万円余を増額するものであります。内容は、説明欄に記載のとおり、国の補正による補助事業採択にもとづく令和8年度事業を前倒しに行うものであります。

次にその下、13諸支出金、1段目、芸術文化奨励基金経費は、基金預金利子1万円余、その下、スポーツ振興基金経費は、基金預金利子とスポーツ振興に関する事業として既定寄附金等を基金に660万円余をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、表の下段にあります財源更正につきましては、先ほど学校教育部長の説明のとおりでございます。

以上で、令和7年度教育費補正予算についての説明とさせていただきます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろし

いでしょうか。

2 令和8年度教育費当初予算について（学校教育部・生涯学習部）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の2、令和8年度教育費当初予算について説明をいたします。

【学校教育部長（谷合）】 それでは報告資料2、令和8年度教育費当初予算について御説明いたします。

なお、本件につきましても、議決前でありますことから、取扱いには御配慮いただきますようお願いいたします。

報告資料2の1ページを御覧ください。

はじめに歳入であります。

表の一番左側、項目ごとに分けて、上から順に、国庫支出金、都支出金、都委託金、その他の順に記載しております。その右側には担当課、各課の事業名、令和8年度と令和7年度予算額および増減額を記載しております。

教育費に関する歳入の合計であります。表上段、太字で記載のとおり、令和8年度は9億3,700万円余を見込んでおります。令和7年度と比較いたしますと、3,100万円余の減額となっております。

個別の説明は省略させていただきますが、全体として減額となった主な要因といたしましては、新学校給食センター建設にかかる国の学校施設環境改善交付金の減などによるものであります。

なお、この交付金につきましては、建設にかかる各年度の工事日数に応じた割合で交付されることから、年間を通じて工事を実施した令和7年度が最大となり、令和8年度は減となるものであります。

次に、資料の2ページを御覧ください。

こちらは歳出であります。

表の左側上段に教育費予算全体の令和8年度と令和7年度の予算額および増減額を記載しており、表の右側には各課の主な施策と事業を記載しております。表の左側上段の令和8年度の教育費予算であります。全体で111億5,700万円余、令和7年度と比較いたしますと40億7,500万円余の増額となっております。

次に、学校教育部関係について主な事業を御説明いたします。

表の中央、事業別の欄から右の増減、説明欄を順に御覧ください。

まず、08新学校給食センター建設経費であります。3か年事業の最終年度となる建設工事費を支出するほか、厨房機器等の備品類の購入などにかかる支出に伴い42億1,000万円余の増となっております。

次に、11と15の小学校と中学校の学校施設整備経費であります。先ほどの補正予算でも御説明のとおり、外壁等改修工事など※印のついている各工事につきましては、令和7年度補正予算

を繰り越して実施するため、当初予算額には含まれておりません。工事内容などにより、小学校は2,200万円余の減、中学校は1億4,100万円余の増となっております。

次に、12教育情報システム経費であります。学校図書館システムの整備を新たに行うことなどに伴い、3,700万円余の増となっております。

次に、16移動教室等保護者負担助成事業経費であります。修学旅行費保護者負担助成を新たに行うことなどに伴い、1,100万円余の増となっております。

以上で、学校教育部の説明を終わらせていただき、続きまして18番以降の生涯学習部関係について、生涯学習部長より説明いたします。

【生涯学習部長（森田）】 それでは続きまして、生涯学習部関係の歳出であります。

引き続き2ページを御覧ください。

はじめに、中段から下、23図書館施設整備経費であります。中央図書館の空調設備およびLED等改修設計、青梅図書館屋上防水改修工事を含め、1,443万円余であります。

次に、24スポーツ推進事業経費であります。スポーツ推進計画にも掲げている、デジタル技術を活用したeスポーツ大会を新たに行うなどにより2,603万円余の増となっております。

次に、27青梅エクストリームスポーツパーク管理経費は、夏の暑さ対策として、開閉式サンシェードを設置する経費を含め、3,450万円余の増となっております。

最後になりますが、29青梅スタジアム整備経費についてであります。青梅市を拠点とするBCリーグに準加盟した新球団、東京レジデンシャルと協議をしながら、青梅スタジアムの整備を進めてまいります。新年度は屋内練習場解体工事、グラウンド整備備品等倉庫の設置および南側駐車場冠水対策を含め、3,360万円であります。

以上、大変雑駁ではございますが、令和8年度教育費当初予算についての説明とさせていただきます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 歳出のところの16修学旅行保護者負担助成について、これは小・中ともにあるのですか。

【学務課長（山田）】 こちらにつきましては、中学校3年生の約900人を対象に1万5,000円を助成するものであります。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

3 長期欠席児童・生徒状況調査（2学期）について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項の3、長期欠席児童・生徒状況調査（2学期）について説明をいたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料3、令和7年度長期欠席児童・生徒状況調査について御報告させていただきます。

資料を参照いただきまして、上段には学校種別の累計、1が小・中学校合計でございます。

2が小学校合計、3が中学校合計を4月から12月まで示しております。その下には小・中学校ごとの月ごとの全欠席者数と、30日以上欠席者数。右の欄には学校ごとの児童・生徒に対する不登校者の出現率を示しております。

一番下の備考欄について御説明させていただきます。

こちらは、人数の合計を示しております。12月末時点で小学校児童5,003名のうち、30日以上欠席人数は140人となります。児童数に合わせた出現率は2.8%。

続いてその下、中学校生徒2,730名のうち、30日以上欠席した人数は230名。生徒数に合わせると出現率は8.4%となります。

これらを合計しますと、不登校児童・生徒数は12月末時点で合計370人となります。

その下を見ていただきますと、昨年度、令和6年度12月と同月と比較しますと、小学校は昨年度5,216人中159人、出現率は3%。また中学校は2,825人中210人で、出現率は7.4%。児童・生徒数の出現率で見ますと、小学校は0.2ポイントの減、中学校は1ポイントの増加となっております。

現状を確認しながら引き続き、残り1か月弱であります。各学校、登校支援室、教育相談所、ふれあい学級等と連携を行い、児童・生徒への支援を行ってまいりたいと思います。

以上で報告を終わります。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（百合）】 小学校と中学校の不登校で何年生が多いのかは今の時点で分かりますか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 小学校に関しては、高学年が高い割合を占めておりますが、近年だんだん低年齢化し、低学年においても出現傾向にあります。中学校においては、どの学年も1年から3年まで大体同じ割合でございます。

【委員（百合）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

4 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果[11月分]について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の4、青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果[11月分]について説明をいたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告事項4になりますが、青梅市「いじめ」実態調査集計（11月）を御覧ください。

表の左側には、それぞれのアンケート調査から認知した件数について、項目を1から、その他を含めまして9項目示しております。また、表の右側には、対応状況を小・中学校ともに示しております。

その下の欄には継続件数等を小・中学校ともに示しております。そちらを見ていただきますと、11月末では、認知件数は小学校が310件、中学校が32件、合計342件となっております。

また、その下の対応状況につきましては、期間内に解消した件数、また12月末現在では、継続

指導中がそれぞれ86件と23件ございます。

今後もしじめの早期発見、早期対応につきまして、各学校と連携を図りながら、児童・生徒の健全育成について努めてまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いします。

【委員（徳長）】 いじめ案件の中で警察事案はあるのでしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 ございます。

【委員（徳長）】 何件ぐらい。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 現時点では2件になります。

【委員（徳長）】 分かりました。

警察対応とかの件数や、内容も教えてほしいのですが、来年度からで構わないので。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 そういった重大な事案につきましても、別途報告できるような工夫をしていきたいと思っておりますので、事務局で考えさせていただきます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがですか。

【委員（杉本）】 このアンケートから認知した件数が多くあるのですが、このアンケートは、年何回実施されているのですか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 年間4回は実施するように依頼しております。そのうち1回は自宅での無記名でのアンケート調査を行っております。ただ、毎月行っている学校も数校ございます。

【委員（杉本）】 例えばいじめによる不登校はどれくらいあるのか。いじめによって不登校になったような事案があれば、分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 現状いじめによる不登校はございません。

【委員（杉本）】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

5 青梅市図書館特別整理に伴う休館について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の5、青梅市図書館特別整理に伴う休館について説明をいたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、報告資料5を御覧ください。

青梅市図書館条例第4条第5項において、特別整理期間を年1回実施することと定められております。

内容につきましては、蔵書点検や、書架や図書の清掃を実施し、市民の方々に気持ちよく利用していただくことを目的に行うものでございます。

休館期間については、6月1日から6日の6日間で中央図書館を、6月8日から12日の5日間で青梅、大門、梅郷、成木、新町図書館を、6月16日から19日までの4日間で長淵、沢井、小曾

木、今井図書館を休館といたします。

蔵書数の違いにより休館日数が前後いたします。中央図書館は蔵書数が多いことから6日間としております。

説明は以上になります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

6 青梅駅前地区市街地再開発事業の公益床について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の6、青梅駅前地区市街地再開発事業の公益床について説明をいたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、報告資料6を御覧ください。

はじめに、これまでの経過についてであります。

令和6年1月に開催されました総合教育会議において、新図書館機能のコンセプトを御説明させていただきました。それ以降、新図書館機能を導入する青梅駅前地区市街地再開発事業のビル2階部分である公益床を賃借するに当たり、再開発組合と契約内容、賃料および共益費を協議してまいりました。この間、不動産鑑定を実施し、その鑑定額を適正賃料として交渉を行ってまいりましたが折り合いがつかず、長い期間を要しております。

現在の状況であります。契約内容については、賃料等を除き、双方でリーガルチェックを行いながら契約書としての形態を整えることができました。

共益費については、図面等による共用部分面積の確認ができました。

口頭で大変恐縮ですが、金額につきましては、税抜きで月額約67万円が共益費となります。

賃料については、資料に記載のとおりです。青梅駅前地区市街地再開発事業の公益床2階部分賃料鑑定評価額になります。こちらは、昨年11月末に不動産鑑定の結果として納品された金額となっております。

表の一番左側の列、対象部分は再開発ビル14階建てのうち、下段に※2で記している1階の共用部分である公益エントランスホール等と2階の公益床の部分となります。

その右、数量になりますけれども、市が占有する面積であります。1,357.1平方メートルとなります。

その右、鑑定評価額は、占有する総面積の1か月当たりの評価額であり、490万円になります。

その右は、1平方メートルの単価となりまして、3,610円です。

金額については、いずれも税抜きであります。

裏面を御覧ください。こちらは、図書館整備（賃貸借）のスケジュール案でございます。

表の7行目、矢印に「財評」と記載されております。こちらは財産評価委員会でございますが、昨年12月22日、先ほどの鑑定評価額単価3,610円を上限として再開発組合との交渉をすることについて、諮問を行ったところであります。

財産評価委員会の答申については、賃借金額は3,610円を上限になるべく低い金額で契約を締結していただきたいとの条件が付されました。

この結果を踏まえまして、再開発組合へ賃借金額の提示を新年早々に依頼したところでございます。

その後1月30日、再開発組合から鑑定評価額単価3,610円に対し、マイナス50円の3,560円が提示されましたが、現在さらなる値引きを求めて組合に再考をいただいているところであります。

今後についてでありますけれども、組合側からの回答をもとに賃料を決定し、表の下から2行目、3月2日に予定されております市議会常任委員会へ報告を行う予定であります。

また、決定した賃料、共益費および公益床に導入予定の図書館機能の実施設計委託料等を令和8年度補正予算（第1号）として議会に提出し、表の最下段になりますけれども、3月23日に予定されております予算決算委員会で御審議をいただく予定であります。

なお、議決をいただいた後は、令和8年4月1日付で賃貸借契約を締結し、同日より賃料の支払いも発生することになります。

2枚目のA3横の資料を御覧いただきたいと思っております。こちらは、冒頭で申し上げましたとおり、総合教育会議で説明をいたしました新図書館機能のコンセプト等になります。詳細な説明は省略をさせていただきますが、今後予定している実施設計においてこのコンセプトを基本として設計を行ってまいります。

最後になりますが、不動産鑑定の鑑定評価額は、青梅市教育委員会および財産評価委員会等への開示について、不動産鑑定士に了承を得ておりますが、それ以外への開示は認められておりません。大変恐縮ですが、評価額の取扱いについては十分御注意いただきますようお願いいたします。

以上、大変雑駁ではありますが、説明とさせていただきます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員（徳長）】 この建物の中に、民間事業者の店舗は入らないのですか。

【社会教育課長（平岡）】 1階部分につきましては、民間事業者の店舗になる予定となっております。そして、2階部分が図書館機能を有した施設になります。

【委員（徳長）】 例えば、そういった公共施設があることで、土地の単価が上がることはないのでしょうか。普通に考えると、公共施設がある場所には集客が増えるものですね。そういった場所に店舗などが入ることによって、土地の単価が上昇することはないのでしょうか。

【社会教育課長（平岡）】 委員がおっしゃるとおり、不動産鑑定の評価額においても、1階に店舗があるかないかで多少の違いが出るものと認識しております。

【委員（徳長）】 分かりました。

【委員（杉本）】 基本設計図を見ると、階段は5と6だけのようなのですが、これ以外にも非常口とかそういうものはあるのですか。緊急時に何かがあったときに避難がしにくい構造のような気がします。

【社会教育課長（平岡）】 清掃員更衣室・休憩室の左手から外へ出られるような構造になっております。

【委員（杉本）】 避難誘導についてですが、2階で何か災害が発生した場合、このようなビル構造の場合、特にビル火災時の避難についてはもう少し配慮を重ねる必要があるのではないかと考えます。例えば、避難経路や誘導サインを充実させるなどの対応をお願いしたいと思います。

また、大型モニターについてですが、ぜひ青梅マラソンやその他の青梅関連イベント、例えば代表選手が出場する試合の様様や、管弦楽の受賞記録など、地域の様々な映像を随時放映するなど、青梅の広報として有効活用していただければと思います。このスクリーンをフル活用しながら、青梅の地域性や魅力を発信していただけることを期待しています。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

【委員（百合）】 この2ページ目の図を見ると、構造がすでに固まっているようで、変更は難しいのかなと思います。ただ、右端に親子でくつろげるコーナーが設けられていることを考えると、おむつ替えや授乳室が近くに配置されている方が便利ではないでしょうか。そうすれば、親が子どもを連れて離れた場所まで行く負担が軽減され、安心して利用できると思います。ただ、今となつては変更するのは難しいですね。

【社会教育課長（平岡）】 委員の御指摘箇所なのですが、今の段階から、大幅にそういった給排水設備だとかを動かすのは難しいのですが、この場所の位置は、これから、実施設計をしていく中で、多少動かせる場合もございますので、御意見としてお聞かせいただきたいと思います。

【委員（百合）】 おむつ替えや授乳室といえば、昔は女性が利用するイメージが強かったと思います。しかし現在では、お父さんが子どもを連れて利用する機会も増えています。そのため、周囲にあまり気兼ねせず使える部屋やブースが設けられていると、親子で図書館を気楽に訪れることができるのではないのでしょうか。この点についても、意見として取り入れていただければと思います。

【教育長（橋本）】 貴重な御意見を2点、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

7 青梅市総合体育館照明設備LED改修等工事に伴う使用制限について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の7、青梅市総合体育館照明設備LED改修等工事に伴う使用制限について説明をいたします。

【スポーツ振興課長（中村）】 それでは、報告事項の7、青梅市総合体育館照明設備LED改修等工事に伴う使用制限について御説明申し上げます。

報告資料7を御覧ください。

この件につきましては、住友金属鉱山アリーナ青梅の照明設備をLEDに改修するとともに、老朽化した受変電設備を更新する工事を進めるに当たり、施設が使用できなくなる期間が生じる

ものがございます。

具体的な期間につきましては、3の使用制限期間を御覧ください。

(1)の第1スポーツホールにつきましては、2期に分かれておりまして、1期目が、令和8年4月15日から6月15日まで、スポーツホール内天井照明交換のため使用ができなくなります。

2期目が、11月16日から12月15日まで、舞台照明交換のため使用ができなくなります。

同様に、(2)会議室につきましては、5月24日から5月26日まで、(3)第2スポーツホールにつきましては、6月22日から7月24日まで、(4)トレーニングルームにつきましては、7月6日から7月24日まで、それぞれ使用ができなくなります。

(5)のエントランス、トイレ等につきましては、体育館の開館時間中に安全を確保した上で照明交換を実施いたします。

また、(6)の停電作業日につきましては、受変電設備改修のため、11月中旬に4日間、停電作業を実施するため、体育館の休館を予定しております。

最後に、4の使用制限の周知方法につきましては、市内のスポーツ団体へは、以前より、青梅市スポーツ協会を通じ、情報提供をしております。市民、利用者等へは、広報おうめ、ホームページへの掲載およびSNSを発信するとともに、館内への掲示等をして、広く周知してまいります。

説明は、以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

8 諸報告

(1) 委員会等会議録

- ア 青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）
- イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
- ウ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）
- エ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（スポーツ推進課）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の8、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様にはお目通しをいただいております。この際、御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

日程第4 協議事項

- 1 令和8年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について（学校教育部・生涯学習部）

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項の1を議題といたします。令和8年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、協議事項1、令和8年度青梅市教育委員会の教育目標および教育方針（案）について御説明申し上げます。

協議資料1を御覧ください。

毎年この時期に、次年度の青梅市教育委員会の教育目標および基本方針を定め、その後、この基本方針にもとづき、教育委員会の教育施策を3月の教育委員会で御協議いただき、4月に「青梅市教育委員会の教育施策の概要」として冊子にまとめ、それをもとに教育施策を実施してまいります。

はじめに1ページのⅠ、青梅市教育委員会の教育目標でございますが、令和8年度におきましても、引き続き、枠内にお示しした内容としたいと考えております。

次に、2ページを御覧ください。Ⅱ、青梅市教育委員会の基本方針（令和8年度）でございます。11ページまでにかけて、改定後の本文を記載しておりますが、この基本方針については、教育委員の皆様事前に改定案を御確認いただき、各委員からいただいた御意見を可能な限り反映し、今回お示しさせていただいております。

それでは、令和7年度からの変更箇所を中心に御説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。

こちらの表につきましては、右側が現行の令和7年度、左側が改正後の令和8年度となっております。太字下線の部分が今回改める箇所でございます。

なお、細かな文言の修正等については説明を省略させていただきますので、御了承願います。

はじめに、1ページを御覧ください。中段に四角で囲んでおります基本方針1につきまして、文末に、「社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人」とありますが、この個人のことを、「青梅の子」として括弧書きで追記しております。

次に2ページを御覧ください。下段の5、「地域に根ざした郷土愛をはぐくむ教育の推進」につきまして、自然環境に恵まれた青梅の地で「青梅らしさを生かした特色ある教育」を推進することとし、記載のとおり文言を追記しております。

次に4ページを御覧ください。上段の3、国際理解教育の推進につきまして、「SDGs」を記載するほか、教育委員の御意見を踏まえ、「日本人としての自覚と誇りをもった」との文章を残すこととしております。

次に、同ページ、下段を御覧ください。こちらから5ページ上段にかけての6、特別支援教育の充実につきまして、5ページ上段のとおり、「第七次計画」に改めるとともに、最後に、「個別のニーズに応じた適切な就学先の検討を行う。」との一文を加えております。

次に6ページを御覧ください。上段の10、小規模特別認定校制度の継続につきまして、説明文の見直しを行っております。

次に7ページを御覧ください。下段の7、図書館事業の推進につきまして、令和7年度の図書館システムの更新を踏まえた文章への見直しと、最後に、「新青梅図書館（仮称）の開館準備を開始する。」ことの一文を加えております。

次に8ページを御覧ください。下段の3、歴史あるスポーツ大会の継承と発展につきまして、教育委員の御意見を踏まえ、青梅マラソンが、「市民マラソンの草分けである」ことと、「更なる発展」を目指すことを、新たに記しております。

次に9ページを御覧ください。下段から10ページ上段にかけての4、文化施設の環境整備につきまして、現状に合わせた文言の整理をしております。

次に10ページを御覧ください。中段の基本方針6につきまして、教育委員の御意見を踏まえ、「親しまれる」学校づくりを新たに記しております。従前から地域の伝統や文化といった地域の環境を生かした教育活動を通じて、市民から親しまれる学校づくりに取り組んでいることから、このように改めさせていただきました。

次に11ページを御覧ください。上段の4、安全・安心な学校づくりの推進につきまして、始業前の児童の見守り事業に関し、「検討」から「拡充に向けた試行継続」に改めるほか、「クマよけ鈴の配付」と「拘束機能付きさすまたの各校配備」を加えております。

次に12ページを御覧ください。中段の9、学校における働き方改革の推進につきまして、メンタルヘルス相談の「充実」を掲げるほか、「令和7年度に改訂した「学校における働き方改革推進プラン」」にもとづくことを明記することとしております。

説明は以上でございます。

なお、本件につきましては、御承認いただけましたら、後ほど議案として提出させていただき、御決定をいただきたいと思いますと考えております。

よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。事前に各委員から御意見を賜りましたことを、改めてお礼を申し上げます。

それでは、御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項でございますので、お諮りをさせていただきます。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、令和8年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）については承認されました。

2 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について説明いたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、協議事項2、青梅市教育委員会処務規則の一部を改正す

る規則について御説明を申し上げます。

協議資料2を御覧ください。

はじめに、1、改正の理由につきましては、令和8年4月1日の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

次に、2改正の内容につきましては、(1)と(2)のとおりであり、現在、スポーツ推進課に置かれている「スポーツ施設管理担当」を、「スポーツ施設管理係」に名称変更するものであります。

最後に3、施行期日は、令和8年4月1日であります。

説明は以上でございます。

なお、本件につきましては、御承認いただけましたら、後ほど議案として提出させていただき、御決定をいただきたいと考えております。

よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則については承認されました。

3 終期を迎える事業の延長に伴う関係要綱の整備について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。終期を迎える事業の延長に伴う関係要綱の整備について説明いたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、協議事項3、終期を迎える事業の延長に伴う関係要綱の整備について御説明申し上げます。

協議資料3を御覧ください。

はじめに、1、整備の理由につきましては、令和7年度末を終期とする事業の延長に伴い、関係要綱の整備を行おうとするものであります。

青梅市では、補助金等の事業については、3年に1度見直しを行うこととなっており、その事業が引き続き必要であれば、更に3年間、要綱の効力を延長する措置をとっております。

今回は、教育委員会が所管する補助金等の事業について、その必要性が認められた関係要綱を一括して延長する手順をとろうとするものであります。

次に、2、整備の内容につきましては、関係要綱にかかる事業の実施期間を3年延長し、失効の期日を「令和8年4月1日」から「令和11年4月1日」に改めるものであります。

次に、3、整備する要綱につきましては、記載の6件であります。資料の2枚目以降に關係要綱の新旧対照表がございますので、後ほど御確認くださるようお願いいたします。

最後に、4、実施期日は、令和8年4月1日とするものであります。

説明は以上であります。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、終期を迎える事業の延長に伴う関係要綱の整備については、承認されました。

4 青梅市特別支援教育実施計画第七次計画（案）について（学務課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。青梅市特別支援教育実施計画第七次計画（案）について説明をいたします。

【学務課長（山田）】 それでは、協議事項4、青梅市特別支援教育実施計画第七次計画（案）について、御説明申し上げます。

協議資料4を御覧ください。

第七次計画につきましては、1月7日開催の第10回教育委員会定例会において、素案について御報告させていただきました。現行の第六次計画の計画期間が令和7年度をもって終了を迎えることから、第六次計画の踏襲を基本とし、青梅市の特別支援教育・インクルーシブ教育のさらなる推進を目指し、策定を進めております。

第七次計画案につきましては、1月26日に開催された令和7年度第3回青梅市特別支援教育推進協議会において協議、承認いただいたものでございます。

協議会では、教育委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて素案を修正し、形式をA4横版とした本計画案をもって承認をいただきました。本日は、教育委員の皆様から御意見いただいた点を中心に、計画案の説明をさせていただきたいと存じます。

まず、18ページを御覧ください。

指針1、「発達障害を含め障がいのある児童・生徒の個に応じた指導を充実していきます。」、左側、(1)就学支援シートの有効活用についてであります。本文5、6行目、支援シートの提出率の部分について、「提出率26%～30%」の前に、「就学児童数全体」を追加すると分かりやすいとの御意見をいただきました。こちらにつきましては、委員の御意見のとおり追記いたしました。

次に、19ページの左側、同じく指針1の(2)連携型個別指導計画の作成と活用についてであります。記載において、学校生活支援シートを踏まえた個別指導計画の具体的な実施内容が不明確との御意見をいただきました。

こちらにつきましては、連携型個別指導計画は、各児童・生徒の課題やニーズに応じて作成されるもので、個別事例の記載は難しい部分があることなどから、基本的な方針の記載にとどめることとさせていただきました。

なお、具体的な実施に当たりましては、実際の取組の中で柔軟に調整し、充実を図ってまいります。

次に、22ページを御覧ください。

指針2、「学校・家庭・地域および関係機関との連携などによる特別支援教育の体制を整備していきます。」の右側、(2)幼稚園・保育所等との連携による就学移行支援体制の充実についてであります。

幼児に携わる職員への対応が重要であるとともに、幼稚園・保育所等の管理者や園長の理解を深める対策も必要との御意見をいただきました。

こちらにつきましては、御意見のとおり、園の管理者などに特別支援教育への理解をより深めていただくことは重要と認識しております。計画本文の修正はございませんが、引き続き、園長会などの機会を捉えて、特別支援教育への理解を深めていただくよう努めてまいります。

次に、26ページを御覧ください。

指針3、「特別支援教育に関する教員・支援員等専門性の向上を図り、学校における指導力を高めていきます。」の右側、(2)特別支援教育に関する研修の充実についてであります。特別支援教育に必要な知識と能力を備えた教員等を育成するため、研修を実施してほしいとの御意見をいただきました。

こちらにつきましては御意見のとおり、研修の実施は非常に重要と捉えており、初任者研修のほか、特別支援教育に関する研修を実施しております。計画本文の修正はございませんが、引き続き、教員等の専門性を更に高め、資質向上を図るための研修を確実に実施してまいります。

次に、30ページを御覧ください。

指針5、「特別支援教育に対する理解をすべての市民に広げていきます。」の左側、(1)特別支援教育・インクルーシブ教育への理解・啓発活動の推進についてであります。市民への理解促進と啓発活動の具体的な方法を記載してはどうかとの御意見をいただきました。

こちらにつきましては、毎年、特別支援教育の理解を進めるための講演会を開催し、市民の方にも参加いただいております。このことを踏まえ、本文の6行目、「市民への理解促進と啓発活動を推進します。」との表現の前に、「講演会の実施により、」を追記いたしました。

最後に、全体を通して第六次計画の進捗状況などを記載したらどうかとの御意見をいただきました。

こちらにつきましては、特別支援教育推進協議会において取組状況を記載すべきとの意見があり、12ページに第六次計画の取組状況を記載しております。協議会において、特別な支援が必要な児童・生徒の増加が続いた場合の対応や関係機関との連携など継続的な課題はあるものの、計画はおおむね順調に進行していると確認されたことから、記載はこのままにとどめることといたしました。

説明は以上となります。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろし

いでしょうか。

【委員（杉本）】 指針1についてです。先ほど「生徒の個に応じた指導」について、個別具体的な内容を盛り込むのは難しいと説明がありました。

以前、徳長委員と、特別支援が必要な子どもたちに、発掘調査のお手伝いをしてもらったり、土器を修復したり、掘削作業を行ったりといった実作業を通じて、地域活動に参加してもらう取組をしたらいいのではないかという話をしました。このような取組を「青梅学」など、地域に根ざした文化や事業と結びつけることで、青梅市ならではの独自性を強調することができると思います。こうした単純ながら丁寧さを求められる作業を通じて、特別な技術を取得することは、特別支援が必要な子どもたちの自立への道を広げることができると思います。

また、青梅市での独自の取組を事例として示すことで、他の地域の方々に「青梅市ではこんなユニークな制度がある。」と認識してもらい、関心を集めることが可能になります。これにより、青梅市の活動が地域間交流や多方面からの支援のきっかけとなり、その成果物や活動例を広く発信することで、青梅市の魅力を全国にアピールすることも期待できると思います。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。先ほどの教育目標、教育方針にも関連するかと思います。

【学務課長（山田）】 杉本委員から、御意見をいただき、事務局でもどのように掲載しようか考えたところではありますが、具体的な事例の記載が難しく、この表現にとどめさせていただいたところでもあります。

しかしながら、現場において、それぞれの地区の特性、特徴などを踏まえた上で個のニーズに合った指導をしていく方針は変わっておりませんので、今いただいた御意見を参考にしながら、これからも取り組んでいきたいと考えております。

【委員（杉本）】 よろしくをお願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市特別支援教育実施計画第七次計画（案）については承認されました。

5 青梅市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱の制定について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 協議事項の5を議題といたします。青梅市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱の制定について説明をいたします。

【指導室長（宇野）】 それでは、協議事項5、青梅市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱の制定について御説明いたします。

チャレンジクラスの設置につきましては、令和8年2月9日定例会にて御報告したところです。

そのチャレンジクラスへの入退級に関し必要な事項を連絡調整するための審査会の設置について御協議いただくものです。

協議資料5を御覧ください。

はじめに、1、制定の理由についてであります。青梅市立中学校におけるチャレンジクラスへの入級、退級等に関し、必要な事項を連絡調整するため、青梅市チャレンジクラス入退級審査会を設置することを目的とし、本要綱を制定しようとするものであります。

2、制定の内容についてであります。要綱の本文と合わせて御覧いただければと思います。

(1)所掌事項（第3項関係）についてであります。「審査会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。」としており、「ア チャレンジクラスへの入級および退級に関すること。」、「イ チャレンジクラスにおける適切な教育支援に関すること。」、「ウ その他青梅市教育委員会が必要と認める事項に関すること。」としております。

次に、(2)組織（第4項関係）についてであります。「審査会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。」としており、「ア チャレンジクラス設置校の校長」、「イ チャレンジクラスの担任」、「ウ チャレンジクラスへの入級を希望する生徒または児童の担任の教諭等」、「エ 不登校対応巡回教員」、「オ 教育指導担当主幹」、「カ 指導主事」としております。

次に、(3)会長等および審査会（第5項から第7項関係）についてであります。会長の職務および代理について、審査会の開催等について、意見の聴取について規定されております。

次に、(4)入退級にかかる手続（第8項から第9項関係）についてであります。入級および退級にかかる手続について規定しております。

次に、(5)その他所要の規定の整備についてであります。

第10項以降、会議の非公開、守秘義務、庶務等を規定しております。

3、実施期日についてであります。令和8年2月19日からとしております。

以上、大変雑駁ではありますが、説明とさせていただきます。

よろしく御協議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。

話が逸れますが、チャレンジクラスは、クラス名のような名称があるのでしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 自治体に決めているところと、チャレンジクラスとの名称で言っている場合もあるのですが、現時点では、東京都には未定と提出していますが、例えば、あきる野市などは、「るのR」との教室名をつけておりますので、青梅市でも4月開設までに独自のものを考えたいと思っています。

【教育長（橋本）】 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱の制定については承認されました。

6 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

(学校給食センター)

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の6を議題といたします。青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

【学校給食センター所長（師岡）】 それでは、協議事項6、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本件につきましては、本年2月9日に開催された第11回教育委員会定例会にて御報告申し上げました学校給食費の改定に関する答申にもとづきまして規則を改正し、令和8年4月からの学校給食費の額を改めようとするものであります。

お手元の協議資料6を御覧ください。

まず1の改正理由につきましては、学校給食実施基準を満たす給食を維持するため、食材料費の高騰を受け、学校給食費の増額改定を行おうとするものであります。

次に、2の改正の内容につきましては、(1)の月額および(2)の1食当たりの単価について、それぞれ小学校低学年、中学年、高学年および中学生の別に、記載の額に改正しようとするものであります。

最後に、3の施行期日等につきましては、(1)として、施行期日は令和8年4月1日とし、(2)として、改正後の規定の適用関係について、必要な経過措置を置くものであります。

大変雑駁ですが、説明は以上です。

なお、本件につきましては、御承認いただけましたら、後ほど議案として提出させていただき、御決定をいただきたいと思いますと考えております。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については承認されました。

7 青梅市学校給食費相当額給付金支給要綱の一部改正について（学校給食センター）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の7を議題といたします。青梅市学校給食費相当額給付金支給要綱の一部改正について説明をいたします。

【学校給食センター所長（師岡）】 それでは、協議事項7、青梅市学校給食費相当額給付金支給要綱の一部改正について御説明申し上げます。

お手元の協議資料7を御覧ください。

まず、1の改正の理由につきましては、食物アレルギー等の理由で学校給食の提供を受けていない児童・生徒の保護者に対して支給する学校給食費相当額について、その対象者を明確にするため、支給対象者の要件を加えようとするものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。 (1)市立学校に就学している児童生徒の保護者であること、 (2)生活保護法による保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による給食費の支援を受けていないことの2件の要件を加えようとするものであります。

最後に、3の実施期日につきましては、本日、令和8年2月19日から実施しようとするものであります。

大変雑駁ですが、説明は以上であります。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市学校給食費相当額給付金支給要綱の一部改正については承認されました。

日程第5 議案審議

議案第29号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第5、議案審議に移ります。議案第29号を議題といたします。青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について説明いたします。

【文化課長（原島）】 それでは、議案第29号、青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について御説明いたします。

本件につきましては、青梅市文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、青梅市文化財保護条例第41条の規定にもとづき、新たに委嘱しようとするものでございます。

2枚目の別紙に、青梅市文化財保護審議会委員候補の一覧を掲載し、3枚目のA4横長の青梅市文化財保護審議会委員名簿に新旧の委員の氏名を掲載しております。

今回は、退任される委員はなく、委員全員の方々につきまして再任とさせていただこうとするものでございます。

最後に、任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 御異議ないものと認めます。よって、議案第29号、青梅市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど協議事項の1、協議事項の2および協議事項の6が承認されたことに伴い、議案が3件追加されるとのことです。

つきましては、本日の日程に、「議案第30号 令和8年度青梅市教育委員会の基本方針について」、「議案第31号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について」、および「議案第32号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 御異議ないものと認め、本日の日程に、議案第30号から議案第32号までを追加いたします。

議案書を配付いたします。

議案第30号 令和8年度青梅市教育委員会の基本方針について(追加)

【教育長(橋本)】 それでは、議案第30号を議題といたします。

令和8年度青梅市教育委員会の基本方針について説明いたします。

【教育総務課長(榎戸)】 それでは、議案第30号、令和8年度青梅市教育委員会の基本方針について御説明申し上げます。

本案は、先ほど協議事項1として御説明申し上げ、御協議いただき、御承認を賜った方針の決定についての議案でございます。

内容等につきましては、先ほど協議資料1にもとづき御説明申し上げたとおりでございます。

よろしく審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(橋本)】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 御異議ないものと認めます。よって、議案第30号、令和8年度青梅市教育委員会の基本方針については、原案のとおり可決されました。

議案第31号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について(追加)

【教育長(橋本)】 次に、議案第31号を議題といたします。

青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

【教育総務課長(榎戸)】 それでは、議案第31号、青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、先ほど協議事項2として御説明申し上げ、御協議いただき、御承認を賜った規則の一部改正についての議案でございます。

内容等につきましては、先ほど協議資料2にもとづき御説明申し上げたとおりでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第31号、青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

議案第32号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（追加）

【教育長（橋本）】 次に、議案第32号を議題といたします。

青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。

【学校給食センター所長（師岡）】 それでは、議案第32号、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、先ほど、協議資料6として御説明申し上げ、御協議の上、御承認を賜りました規則の一部改正についての議案でございます。

内容等は、先ほど御説明申し上げたとおりであります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第32号、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

以上で予定された案件は全て終了いたしました。

そのほか、事務局、各委員から何かありますか。よろしいでしょうか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、今後の予定について御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

今後の予定は、記載のとおり6件ございます。

1件目は、東京都市町村教育委員会連合会令和7年度第2回研修会でございます。2月27日の金曜日午後2時から、東京自治会館講堂およびオンラインにて開催されます。内容等は記載のと

おりでございます。

2件目は、教育委員会児童・生徒表彰式でございます。3月8日の日曜日午前9時30分から、市役所2階の会議室で開催いたします。

3件目は、中学校卒業式でございます。3月19日の木曜日に、市内各校で執り行われます。

なお、5件目までの卒業式に関しまして、御参列いただく学校等の御案内は、机上に別途、事務連絡を用意しておりますので、そちらで御確認いただきますようお願いいたします。

4件目は、東小・中学校卒業式でございます。3月21日の土曜日に執り行われます。

5件目は、小学校卒業式でございます。3月24日の火曜日に市内各校で執り行われます。

最後6件目は、次回の教育委員会定例会でございます。3月25日の水曜日午後1時30分から、会場は、こちらの教育委員会会議室において開催いたします。

今後の予定につきましては、以上でございます。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で、本日の日程は終了いたしましたので、これをもって閉会といたします。

午後3時11分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員